

3-iii. 専門家からみたワンポイントアドバイス

② 連携のコツ

橋本 玲子

金沢医科大学 精神神経科学 公認心理師

現在、大学病院精神科に勤務している公認心理師・臨床心理士です。その傍ら、月2回、市町村の教育センターにて相談を受け、医療機関への紹介を行った経験を書かせていただきます。

いつ紹介するのか

相談者が以下のような状況にあり、心理社会的な支援以外の治療の可能性がある場合に医療機関(小児科・精神科)への紹介を行うようにしています。

- ・不眠などの睡眠にまつわる訴えがあり、日常生活や睡眠衛生指導を行っても改善が見られない場合。
- ・日内変動や季節的な変動を伴う、気分に関する訴えがある場合。
- ・頭痛、下痢、めまい、腹痛等の身体症状を伴う場合。
- ・ADHDやASDが背景にあると考えられる不適応の相談において、診断を受けることで支援が広がる可能性がある場合や、薬物療法によって状況改善の可能性がある場合。
- ・幻覚・妄想(ex.「自分の悪口が聞こえる」など)が疑われる場合。

どのように紹介するのか

まずは相談者の来談経緯・対象者の生育歴・現在の問題がいつからどのように起きているのか・どのようなニーズを持って相談にいらしたのかを状況に応じて数回かけてうかがい、教育センターでできることや連携の必要性のアセスメントを行います。同時に、相談者とのラポールの形成を心がけます。その上で受診を提案する場合には、「病気だ」と決め付けた言い方にならないように十分に配慮し、「ご負担に感じるかもしれませんが、適切に責任を持ってご本人やご家族の相談にあたるためにも、専門医の意見も聞いておきたいのですがいかがでしょうか？」と紹介の意図を伝え、共に考えるようにしています。また、「以前、病院で対応してもらったら上手くいった人がいる」といった一般的な情報提供を行うことで援助希求が高まり、紹介につながる場合もあります。

受診を検討する医療機関は複数提示し、メリット・デメリットを検討して選んでいただけるよう支援を行います。事前に医療機関の受付時間や連絡先などをHP等で調べておきますが、相談者にもご自身で受診の手続きを確認していただきます。これは、相談者の主体的な行動を妨げないような支援を大切にしているからです。

しかし、相談者の事情や状況に応じて、受診の手順の確認までを各医療機関に問い合わせることもあります。その際は、受診の予約の要・不要、待ち時間などの情報、事前に準備するもの（ex. 通知表や母子手帳、紹介状）等を確認して、相談者にお伝えします。相談者に直接問い合わせをしていただく場合は、問い合わせ内容を確認しています。

また、個人情報の取り扱いに関する点で、問い合わせを仲介する場合は、必ず相談者の方に「個人のお名前を出さずに問い合わせをします。」と個人情報の扱いについての確認を行います。問い合わせ先の受付には、受診は決定していない旨を伝え、受診者の名前を問われた場合は、受診が決定してから改めて連絡するということを、失礼のないように伝え、相談者の名前は伏せるように心がけています。

何を情報提供するのか

紹介の場合は、特に相談者の受診の動機が曖昧になりやすいと思います。事前に相談者とは紹介の理由と受診の動機が合致するように話し合いますが、医療機関には、紹介の意図（どのような状況で、どのような点についてお願いしたいのか）を、具体的に伝えるようにしています。例えば、専門医の見立てが聞きたい、診断書を書いてもらいたい、薬物療法の検討をお願いしたい等です。何故なら、児童・思春期の相談では、特に「相談すること」が初めてである場合が多く、その時の経験が後の受援行動に影響を及ぼすことがあり、勇気を持って受診したのに、受診の意図を上手く伝えられず望む対応が得られなかったという「がっかり体験」を生じないようにしたいと考えているからです。

その他、受診時は初診で情報収集が行われますが、相談者が何度も同じ話をせずに済むように、事前に把握している生育歴や問題状況の経緯などについて書面を作成し、受診時にお持ちいただくこともあります。

連絡方法はどのようにしているのか

他施設へ紹介する場合や専門医の指示を仰ぐ場合は、相談者の許可を得て直接書面を郵送するか、あるいは相談者の受診の折に持参いただきます。

その他、専門職同士では、必要に応じて互いの持つ守秘義務および集団守秘義務に留意しながら連絡の取りやすい手段を活用しています。あらかじめ、相談者に支援のための必要性や情報共有の範囲、連絡方法などを説明し、許可を得ておきます。

原則、書面以外では、職場の電話を用いて連絡し、連絡内容を記録します。支援会議の日程等、個人情報が入らない場合はメールを使用して連絡を取り合うこともあります。やむを得ず、緊急に相談の内容や状況などをメールで連絡しなければならない場合は、固有名詞を出さず、パスワードを設定しセキュリティを高めるようにしています。

どのような施設へ連携を持ちかけるのか

教職員や保護者、一般の方から「病院に紹介したいが、どのような方法をとれば良いかわからない」といったご相談をいただいた場合は、医療機関の敷居が高いことも多いので、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは養護教諭へ、一般の方々には各市町村の保健センターへ、ひとまずご相談いただくことをお勧めしています。ケースバイケースのニーズのある要支援者には、①誰が、②どのように見守り、③どのタイミングで、④どのような声かけをして医療機関につなぐのか、ということと共に考えていただくプロセスが重要であると考えます。地域に身近な相談先の見つからない場合は、各市町村の教育センターや役場の福祉課や各都道府県のこころの健康センターなどの相談窓口にご相談をお勧めします。

連携する医療機関としては、小児科や精神科、各専門医の有無、心理社会的支援の有無、通院のしやすさ等、相談者のニーズに合わせて検討するようにしています。

そのため、常に連携する各機関の情報収集と顔の見える関係づくりを心がけています。